

院内感染防止対策に関する取り組み事項

2025 年 3 月 1 日

1. 院内感染防止対策に関する基本的な考え方

感染防止対策は、安心・安全な医療提供の基盤となるものです。

当院は、感染防止対策を病院全体として取り組み、病院に係わる全ての人々を対象として、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応に努めます。

2. 院内感染防止対策のための組織の設置

当院における感染防止対策に関する意思決定機関として、院長を委員長とした院内感染対策委員会を設置しています。毎月 1 回会議を行い感染防止対策に関する事項を検討します。

また、院長の直轄に感染管理部を設置し、感染対策の実践と推進を行う院内感染対策チーム（ICT）と、抗菌薬適正使用の推進を行う抗菌薬適正使用支援チーム（AST）が週 1 回の回診を行い、積極的な介入をしています。

3. 院内感染防止対策のための職員研修に関する基本方針

職員の感染防止対策に対する意識・知識・技術向上を図るため、全職員を対象とした研修会・講習会を年 2 回以上行っています。

4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

法令に定められた感染症届出の他、院内感染対策上で問題となる微生物の検出状況を報告、その結果を週報として院内メールを用いて職員に周知しています。

5. 院内感染発生時の対応に関する基本事項

院内感染が発生または疑われる場合には、ICT は迅速に現場の状況を確認し、感染対策の徹底、疫学的調査を行い感染拡大の防止を行います。必要に応じ、地域の医療機関や保健所と連携し、速やかに対応します。

6. 患者さんへの情報提供に関する事項

感染症の流行が見られる場合には、ポスター等の掲示物で広く院内に情報提供を行います。あわせて来院される全ての方に感染防止の意義および手洗い・マスクの着用などの基本的な感染対策について、ご理解とご協力をお願いします。

7. 抗菌薬適正使用に関する事項

耐性菌の出現予防のために、広域抗菌薬等を指定抗菌薬に定めています。指定抗菌薬使用患者は、使用量・効果などを定期的に AST が介入し、適切な抗菌薬使用となるように努めます。

8. その他の当院における院内感染防止対策の推進のために必要な基本事項

1) 感染防止対策の推進のため、「院内感染対策マニュアル」を作成し、病院職員は遵守します。マニュアルはガイドラインを参考に作成し、改訂時には病院職員に周知徹底します。

2) 地域住民および病院職員に対し、ワクチン接種・検診に関する啓蒙活動を行います。